

【計画期間】

2019 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日 （3 ヲ年）

【目標 1】

育児休業（有給育休含む）の取得状況を次の水準にする

男性：育児休業取得を 1 人以上取得 又は 出産・育児に関する有給休暇（配偶者の出産時の慶事休暇、有給育児休暇）の取得率 75%を目指す

女性：取得率 75%以上を維持する

《対策》 実施時期：2019 年 5 月

- ①有給育児休暇制度を見直し、取得を促進する
- ②男性社員も育児休業を取得できることを周知する

【目標 2】

年休の取得推進策を実施し、行動期間中の年休取得率 70%以上を維持する

《対策》 実施時期：毎年 10 月（翌年の勤務カレンダー決定時）

- ①計画年休日を年 2 日以上設定する
- ②年休取得推奨日を設けて PR する